

第4期鹿児島市地域福祉計画(素案)の概要

1 第4期計画策定の趣旨

本市では、市民が地域で互いに支えあうしくみを整えるとともに、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるまちづくりを進めるため、その指針となる鹿児島市地域福祉計画を、これまで、3期にわたり策定してきました。

第4期鹿児島市地域福祉計画についても、これまでの計画を踏まえ、地域の様々な主体が連携して、互いに支えあい、助けあうしくみをさらに充実させ、地域における課題の把握と解決に取り組むための計画として策定します。

2 計画期間

この計画は、平成29年度から平成33年度までの5か年計画とします。

地域福祉計画等の策定状況

年度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
地域福祉計画	第1期		←																		
	第2期																				
	第3期																				
	第4期																				

この間の以下の項目等による見直し
 ・1市5町の合併
 ・介護保険法の一部改正
 ・障害者自立支援法制定

3 地域福祉計画策定のスケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内推進委員会	第2回			第3回		
推進委員会	第2回			第3回		
地区会議				第3回		
パブコメ等	二役報告 議会報告 (パブコメ実施)	パブコメ 11/15~12/14		二役報告 議会報告 (パブコメ結果)		

●推進委員会 (28人)
 委員長：高橋信行 (鹿国際大教授)
 (構成：公募市民、学識経験者、社会福祉事業経営団体、社会福祉活動団体、行政)
 これまで、2回開催

●地区福祉推進会議 (9地区に設置、各地区13人以内)
 (構成：公募市民、学識経験者、社会福祉活動団体、行政)
 これまで、各地区2回開催

4 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法第107条の規定

地域福祉の推進に関する「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」の3つの事項を一体的に定めた計画です。

(2) 総合計画

市の将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「第五次鹿児島市総合計画」に即して策定します。

(3) 各分野の個別計画等

「高齢者保健福祉・介護保険事業計画」をはじめとする福祉・介護や医療・保健等、各分野の個別計画等と地域福祉の理念・目標を共有するとともに、市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」と連携を図りながら、本計画で地域福祉を推進していきます。

5 これまでの地域福祉計画の実績と課題

(1) 実績

地域福祉支援員等の支援や地域福祉ネットワークの活動拠点となる地域福祉館の整備などが進んできたことにより、校区社会福祉協議会などを中心とする小地域ネットワークにおいて団体・組織が連携し、イベントの開催や高齢者の見守り活動、ふれあい会食、子育てサロンなどの実施による支援の取組が増えるなど、福祉活動の活性化が図られてきました。

(2) 課題

子育てや介護などの支援に関する福祉ニーズの高まり、様々な分野の課題が絡み合っており複雑化する状況などがあることから、相談支援や福祉サービスの適切な提供・利用が進むためには、これまで以上に支えあい、助けあう地域づくりが求められています。

一方、担い手の人材の確保が難しく、小地域ネットワークの活動が停滞している地域もあることから、福祉活動を推進する人材の確保を充実していく必要があります。

6 第4期計画の主な拡充・改善点等

(1) 生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)、障害者差別解消法(平成28年4月1日施行)を踏まえた位置づけ

①生活困窮者の自立に対する支援

厚生労働省の通知において、地域福祉計画の中に生活困窮者自立支援制度を位置づけることが効果的とされたことを踏まえ、生活困窮者の自立支援に関する事項や地域福祉施策との連携に関する事項等を盛り込み、地域福祉の拡充を図ることとします。

②障害を理由とする差別の解消の推進

基本目標「地域における心のバリアフリーの推進」・施策の展開「心のバリアフリー」に位置づけ、障害者差別解消法の趣旨・目的などに関する広報・啓発を行うほか、障害及び障害者に対する理解促進を図り、障害を理由とする差別の解消に努めることとします。

(2) 担い手の人材確保

高齢者に関する地域包括ケアの推進をはじめ、地域福祉の推進と関連の深い分野で法令・制度の施行・改正が行われ、また、国が、地域共生社会を実現する必要があるとしていることを踏まえ、これまで以上に、地域福祉の担い手の人材確保に向けて掘り起こしや育成を進めることとします。

(3) 見守り体制の充実・連携

人口減少社会の到来や生活困窮者への支援の必要性等を踏まえ、これまで以上に、孤立しがちな人に対する見守りや声かけが求められてきていることから、要支援者に係る情報を把握し、地域で適切に共有しながら支援につなげていけるよう、見守り体制の充実・連携を図ることとします。

(4) 地域福祉支援員及び地域福祉館による地域福祉ネットワークの充実

住民が地域の課題を主体的に解決できるよう、地域福祉支援員や地域福祉館長等による活動団体への助言等、担い手の確保に関する支援などを通じて地域福祉館の福祉推進の拠点性を高め、地域福祉ネットワークの充実を図ることとします。

(5) 地域コミュニティ協議会等との連携

校区社会福祉協議会が、地域コミュニティ協議会等の他のコミュニティ組織と連携し、それぞれが抱える課題の解決や社会資源の活用を図る取組を進めることとします。